

株式会社講談社  
代表取締役 野間佐和子殿

平成18年11月10日  
衆議院議員安倍晋三事務所

## 通 告 書 ( 2 )

冠省 貴社が発行する「週刊現代」の取材等について、「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」があり、やむなく貴社代表者である貴殿に対し、直接従前の経緯をあらためて通告書(平成18年10月27日付、以下、「本通告書」という。)で説明したところ、「週刊現代(11月18日号)」誌上に「安倍首相の「通告書」に反論する」と題する記事(以下、「本反論」という。)が掲載されました。この本反論の内容こそ、まさに「でたらめ」であり、貴社の「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」をよく表したものといたします。

### 記

- 1 本反論は、本通告書の内容を要約し、反論する体裁をとっていますが、同要約は本通告書の内容とは全く違う内容を書いた「でたらめ」というほかありません。
- 2 すなわち、
  - (1) 本通告書第1項は「貴社が発行する「週刊現代」編集部は、朝日新聞の意図に沿った記事を書くために未だ発売もされていない月刊現代の記事についてコメントを求めるといった常軌を逸した取材を行いました。そこで、平成17年7月28日付で自由民主党「朝日新聞の問題報道に関する調査プロジェクトチーム」は、同編集部からの安倍らに対する取材依頼には今後は応じない旨をすでに通告しました。」といているのであって、「なぜかお門違いの朝日新聞に関することだ」との本反論は全く当たりません。貴誌の常軌を逸した取材によって取材拒否を通告されたという事実を隠蔽するためにこのような要約をされたとしか考えられません。
  - (2) 本通告書第2項は「本年9月11日にも午後6時に当日零時までの回答期限の質問を一方向的に送りつけ、しかも事前の取材をしていれば容易に明らかになるような事実についても漫然と質問し、さらには一部のブログで取り上げられただけのことを本の内容を満足に読むことなく漫然と質問してくるなど、貴社の取材態度にはマスコミとしての資質に関わる本質的な問題があるので引き続き取材には回答しないことを通告しました。」と、貴誌編集部が取材対象としている本の内容すら読まずに、「一部のブログ」の記事だけを根拠として漫然と取材してくる態度に「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題がある」と指摘したものです。しかるに、本反論では、あたかも弊事務所が「一部のブログで取り上げられただけのこと」

と言って、取材を逃げてるように書いていますが、貴社が本すら読まないで取材を行っている事実を隠蔽していると思えません。

- (3) 本通告書第3項は「さらに、貴誌9月30日号の「安倍晋三『空虚なプリンス』の血脈」では、弊事務所が「取材拒否の態度を取ったのだ。次期総裁の座に就こうとする政治家として、メディアを選別し取材に応じないという見識は、いかがなものであろうか」などと書いていますが、弊事務所が貴誌からの取材に応じない理由は上記1及び2に述べているとおりであり、まさに貴誌編集部自身に問題があるからです。しかも、その問題は貴誌編集部の「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」であることをよく自覚されるべきです。『メディアを選別し』ているのではなく、貴誌の『メディア』としての資質そのものに疑念がある」ということを伝えました。貴誌編集部が取材を拒絶されたのは、まさに貴誌編集部の「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」であるにもかかわらず、このことを自覚することなく、無反省に、取材拒絶の原因を責任転嫁しているわけです。
- (4) 本通告書第4項では「加えて、貴社は一向に反省することなく、17日付FAXで北朝鮮外交に関する質問を一方向的に送りつけてきました。しかし、貴社の北朝鮮問題に関する報道については、すでに、貴社が北朝鮮から渡された資料をもとにした貴誌平成17年9月3日号の記事に対し、平成17年8月29日付通告書で『くれぐれも北の走狗などと揶揄されぬように』と忠告しました。すなわち、貴誌(平成17年9月3日号)掲載記事について、有本嘉代子さんが『救う会全国協議会ニュース』で『週刊現代(9月3日号)』に引用された私の発言は事実無根です。」との談話を発表して貴社の上記記事に抗議を表明し、また、『週刊新潮』(2005年9月1日号)が李正一氏を取材したところ、李氏は『安倍さんが北に対して、甘い発言をした記憶もないね。5000万ドルの貸し出し保障の話も出ていませんよ。』と記事内容を正面から否定するなど、掲載記事が「ほとんど何の検証もなしに北朝鮮の情報をタレ流した」記事であることが判明したと報じています。このように記事が事実無根であることが明らかになる中、貴社は、次号においてもあらたな証拠を示すこともできず、合理的な反論をすることもできず、挙げ句の果てには『安倍はこの会談を公表したことはない。本誌が報じなければ、会談があったことは永久に公にならなかった。それを『極秘』ではないとする安倍の非常識に驚かされる。』などと妄言を述べ、『弁明があるならば連絡していただきたい。本誌はいつでも貴殿の反論を掲載する用意がある。』などと言う開き直る始末です。」と貴誌の取材態度・姿勢に懸念を覚えたことから忠告したことを書いたわけですが、貴誌編集部はまさに「自分の“媚朝”ぶりは棚に上げて」、現政権の外交を「媚朝外交」などと言う始末です。

(5) さらに、本通告書第5項では「このような従前の経緯に鑑みて、貴社のマスコミとしての資質については疑念が強くなるばかりです。すでに、幾度となく貴社代表取締役である野間佐和子氏には、このような資質に対する疑念をお伝えしてきたところですが、今日に至るまでの間、なんらの回答もありません。このような不誠実な態度に徴すれば、マスコミとしての資質の問題は、貴社編集部のみならず社全体の問題として考えざるを得ないものと感じます。よって、今後は貴社（週刊現代のみならず貴社全体）からの取材申込は、国民の知る権利を阻害するばかりで何らの益もないので回答する意思はありません。今後は、貴社の電話取材や FAX 等の文書による取材も迷惑ですので差し控えて頂きますよう通告します。」と通告しました。貴誌編集部が取材を拒絶されたのは、上記のとおり、まさに貴誌編集部の「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」を幾度となく露呈したからであって、このことを一切自覚することなく、無反省に、取材の拒絶を弊事務所に責任転嫁しています。

3 以上のとおり、本通告書は、貴誌編集部の数々の取材について「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」を指摘し、忠告してきたところ、このことを自覚することなく、無反省に繰り返してきたことから、有限の時間を有効に利用するため、貴誌からの取材についてはお受けしないことを通告したものであります。しかるに、本反論は、この事実を正確に読者に知らせようとはせず、弊事務所が取材を拒絶する口実を言っているとの誤った印象を一般読者に与える記事となっており、まさに貴誌の「マスコミとしての資質に関わる本質的な問題」について「語るに落ちた」という記事になっています。

4 弊事務所としましては、貴社及び貴殿に対する本通告書の内容については、貴社及び貴殿の面目もあるのでこれまで公表はしてきませんでした。貴誌が「でたらめ」な本通告書の要約と反論を掲載したことから、やむなく読者の誤解を解くため、本通告書を公表し、貴誌の本反論の内容が事実と異なることを明らかにすることと致しました。

なお、貴殿に対する通告書の反論である以上、当然貴殿がその反論内容を承知・決裁された上で掲載された記事（本反論）であると理解しましたので、本反論に対する弊事務所の意見を貴殿宛に送付することとしましたので、どうぞご了承下さい。

以上、通告します。

(以上)